

千葉市観光事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、観光振興を図るため、公益社団法人千葉市観光協会等が行う観光事業等に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき当該公益社団法人千葉市観光協会等に対し補助金を交付する。

(補助対象事業、対象者、経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助対象者、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付申請をしようとするときは、市長が定める期日までに観光事業等補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
ただし、経費の配分について、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助対象経費の総額の10分の1に満たない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付決定通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、観光事業等補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更の交付申請等)

第6条 第4条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、観光事業等計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更に係る交付を決定し、観光事業等補助金変更交付決定通知書(様式第3号の2)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、市長が定める期日までに観光事業等実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書

(額の確定通知)

第8条 規則第13条の規定による通知は、観光事業等補助金額確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(交付の請求)

第9条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、観光事業等補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、観光事業等補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により交付の請求をしようとするときは、観光事業等補助金交付決定通知書の写しを添付しなければならない。

(決定の取消通知)

第10条 規則第17条第1項の規定による通知は、観光事業等補助金交付決定取消通知書(様式第8号)によるものとする。

(返還命令)

第11条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、観光事業等補助金返還命令書(様式第9号)によるものとする。

(委任)

第12条 この要綱の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉市商工観光事業等補助金交付要綱は、昭和60年度分の補助金から適用し、昭和59年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉市商工観光事業等補助金交付要綱は、昭和62年度分の補助金から適用し、昭和61年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、昭和63年5月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉市商工観光事業等補助金交付要綱は、昭和63年度分の補助金から適用し、昭和63年4月分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉市商工観光事業等補助金交付要綱は、平成元年度分の補助金から適用し、昭和63年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉市商工観光事業等補助金交付要綱は、平成4年度分の補助金から適用し、平成3年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市観光事業等補助金交付要綱は、平成7年度分の補助金から適用し、平成6年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市観光事業等補助金交付要綱は、平成14年度分の補助金から適用し、平成13年度分以前の補助金については、なお従前の例による。
- 3 千葉市観光及び港湾等団体運営補助金交付要綱（平成7年4月1日施行）は、平成13年度を以て廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市観光事業等補助金交付要綱は、平成18年度分の補助金から適用し、平成17年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市観光事業等補助金交付要綱は、平成20年度分の補助金から適用し、平成19年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市観光事業等補助金交付要綱は、平成22年度分の補助金から適用し、平成21年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市観光事業等補助金交付要綱は、平成24年度分の補助金から適用し、平成23年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市観光事業等補助金交付要綱は、平成30年度分の補助金から適用し、平成29年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市観光事業等補助金交付要綱は、平成31年度分の補助金から適用し、平成30年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市観光事業等補助金交付要綱は、令和2年度の補助金から適用し、令和元

年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市観光事業等補助金交付要綱は、令和3年度の補助金から適用し、令和2年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市観光事業等補助金交付要綱は、令和4年度の補助金から適用し、令和3年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市観光事業等補助金交付要綱は、令和6年度の補助金から適用し、令和5年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市観光事業等補助金交付要綱は、令和6年度の補助金から適用し、令和5年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

別 表

補 助 事 業	補助対象者	補 助 対 象 経 費	補助率
1 観光プロモーション事業	(公社)千葉市観光協会	人件費、賃金、 旅費交通費、消耗品費、 印刷製本費、燃料費、 修繕費、光熱水料費、 通信運搬費、委託費、 賃借料、保険料、 広告宣伝費、会議費 支払助成金	補助対象経費の総額の 1／2。ただし、令和7年 度までの時限的措置とし て、補助率を1／2以外 とする事業は、市長が別 に定める。
2 観光協会管理事業		委託費、賃借料	補助対象経費の総額から その他の収入額を控除し た額の10／10

3 千葉県観光物産大会開催事業		消耗品費、印刷製本費、 通信運搬費、 委託費、賃借料	補助対象経費の総額の 1 / 2
4 全国菓子大博覧会出展事業	千葉県菓子工業組合 千葉支部	出展負担金	

様式第 1 号

年 月 日

観光事業等補助金交付申請書

千葉市長 様

所 在 地

団 体 名

及び代表者職氏名

(連絡先電話番号)

(連絡先メールアドレス)

(担当者名)

_____ @ _____

年度において観光事業等補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等
交付規則第 3 条の規定により交付申請をします。

1 補助事業名

2 補助金申請額 金 円

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号

千葉市指令経 第 号

所 在 地

団 体 名

及び代表者職氏名

様

観光事業等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった に対する補助金
として、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

1 補助金額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市観光事業等補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

年 月 日

観光事業等計画変更（中止・廃止）承認申請書

千葉市長 様

所在地

団体名

及び代表者職氏名

（連絡先電話番号）

（連絡先メールアドレス）

（担当者名）

@

年 月 日付け千葉市指令経 第 号により交付決定のあった下記事業について、事業計画の変更をしたいので千葉市観光事業等補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 事業内容 変更前
変更後

3 変更（中止・廃止）の理由

4 変更（中止・廃止）の予定年月日 年 月 日

5 収支予算書

所 在 地

団 体 名

及び代表者職氏名

様

観光事業等補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった に対する補助金
について、次のとおり変更交付を決定したので、千葉市観光事業等補助金交付要綱第6
条第2項の規定により次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

1 変更前補助金交付決定額	金	円
2 変更後補助金交付決定額	金	円
3 差引額	金	円

4 交付条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市観光事業等補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

観 光 事 業 等 実 績 報 告 書

千葉市長 様

所 在 地
団 体 名
及び代表者職氏名
(連絡先電話番号) _____
(連絡先メールアドレス) _____ @ _____
(担当者名) _____

年 月 日付け千葉市指令経 第 号により補助金交付決定のあった下記事業
が終了しましたので、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告しま
す。

記

- 1 補助事業名
- 2 事業の効果
- 3 事業実績書
- 4 収支決算書

所 在 地

団 体 名

及び代表者職氏名

様

観光事業等補助金額確定通知書

年 月 日付け観光事業等実績報告書により 年度の観光事業等
補助金額を次のとおり確定したので、千葉県補助金等交付規則第 13 条の規定により
次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

1 補 助 事 業 名

2 補助金の交付決定額 円

3 補助事業の経費精算額 円

4 補 助 率

5 補助金の確定額 円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

観光事業等補助金交付請求書

千葉市長 様

所 在 地

団 体 名

及び代表者職氏名

(連絡先電話番号) _____

(連絡先メールアドレス) _____ @ _____

(担当者名) _____

年 月 日付け千葉市達経 第 号観光事業等補助金額確定通知書
により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により請求
します。

1 補 助 事 業 名

2 補助金交付請求額 金 円

3 添 付 書 類

(1) 補助金額確定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認めた書類

年 月 日

観光事業等補助金一括（分割）事前交付請求書

千葉市長

様

所 在 地

団 体 名

及び代表者職氏名

（連絡先電話番号） _____

（連絡先メールアドレス） _____@_____

（担当者名） _____

年 月 日付け千葉市指令経 第 号により観光事業等補助金交付決定通知のあった補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第 16 条第 2 項の規定により請求します。

補 助 事 業 名	
補助金の交付決定額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日 交付 円
	年 月 日 交付 円
	計 円
今 回 交 付 請 求 額	円
添 付 書 類	(1) 補助金交付決定通知書の写し (2) その他市長が必要と認めた書類

所 在 地

団 体 名

及び代表者職氏名

様

観光事業等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉県指令経 第 号により通知した観光事業等補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、千葉県補助金等交付規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日

千葉県長

1 補 助 事 業 名

2 補助金の交付決定額 円

3 取 消 額 円

4 取消後の交付決定額 円

5 取 消 の 理 由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉県長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉県を被告として提起することができます。

所 在 地
団 体 名
及び代表者職氏名 様

観光事業等補助金返還命令書

千葉県補助金等交付規則第 18 条 ^{第 1 項}_{第 2 項} の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長

- | | | |
|---|-----------|-------|
| 1 | 補 助 事 業 名 | |
| 2 | 補助金の交付決定額 | 円 |
| 3 | 補助金の既交付額 | |
| | 年 月 日 交付 | 円 |
| | 年 月 日 交付 | 円 |
| | 計 | 円 |
| 4 | 補助金の交付確定額 | 円 |
| 5 | 返還すべき金額 | 円 |
| 6 | 返 還 期 限 | 年 月 日 |
| 7 | 返還を命ずる理由 | |
| 8 | 返 還 方 法 | |

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。